

様式第8号(刑訴第198条)

(甲)

供 述 調 書

本 籍 静岡県

住 居 静岡県

(電話)

(携帯)

職 業 会社顧問(大川原化工機株式会社)

氏 名 相嶋 静夫(あいしま しずお)

昭和23年11月30日生(70歳)

上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件につき、平成31年1月25日、 会議室において、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。

1 只今、刑事さんから、話したくないことは話さなくても良いということを伺い理解しました。

私は現在、大川原化工機株式会社の顧問をしています。当社は、日本の強い産業分野における噴霧乾燥技術のリーディングカンパニーとして、国内の企業はもとより、中国をはじめとする東アジア、東南アジア、ヨーロッパ、米国等の各外国企業にも多くの装置を販売してきました。

噴霧乾燥器は、平成25年10月15日の輸出貿易管理令の一部改正により、輸出規制が始まりましたが、当社の装置は、これまで全て「非該当」として輸出してきました。現在、不正輸出の疑いで警察の捜査を受けていますので、本日は、噴霧乾燥器を「非該当」で輸出した経緯等についてお話しします。

2 私は、平成19年5月頃から平成26年6月に退職するまでの間、当社のナン

警 視 庁

パー２として専務取締役役に就いていましたので、噴霧乾燥器の輸出規制が開始された平成25年当時も専務取締役でした。

平成22年頃から海外営業部の島田順司が、経済産業省や安全保障貿易センター、通称システックの担当官と「噴霧乾燥器の輸出規制」についてやり取りしているようでしたが、内容等は聞いていませんでした。確か、平成24年の3月頃だったと記憶しておりますが、私は島田順司から相談を受け、噴霧乾燥器が輸出規制貨物に追加されることを知ることになりました。

私も輸出規制については、会社として重要な問題であり、「該当品」ともなれば、輸出できない装置が出てくる可能性もあると思っていましたので、なるべくこの件に関わり、担当の島田順司にいろいろとアドバイスをしていました。島田順司から相談を受けた際に私も一度、経済産業省の担当官らとの会合をしたほか、メールでのやり取りも確認していました。

この輸出規制のことについては、当時の社内会議等においても話題に上がっていたと思います。

ただ私は当時、社長特命を受け、世代交代をスムーズに進めるために、社長の息子である[]の教育担当も重きに置いていましたので、この輸出規制のことにつきましては、島田順司から相談されれば答えていましたが、社長への細かな報告は、担当の島田順司が行っていたと思います。

私がこの輸出規制についてもっと関わっていれば、今回警察にご迷惑をかけるようなことは無かったと、今になって自分なりに反省しています。

3 次に、噴霧乾燥器の輸出規制の概要についてお話しします。

噴霧乾燥器は、輸出貿易管理令に基づき、経済産業省令でイロハの3項目の輸出規制要件によって規制されています。

このとき本職は、平成30年12月17日付け、当課司法警察員巡査部長[]作成
の出力印字結果報告書(本社第640号 輸出規制関係書類)に添付された資料
の内、必要箇所を供述人に示し、説明を求めたうえ、本資料を資料1として本
調書末尾に添付することとした。

只今、見せて頂いた書類は、輸出者側が、噴霧乾燥器の輸出規制要件イ、
ロ、ハの該当性を判断する項目別対比表です。

この書類に

五のニ 噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当す
るもの

イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400
キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造する
ことが可能なもの又は噴霧乾燥機の最小の部分品の変更で
平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造するこ
とが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる
もの

と記載されているとおり、これが平成25年10月15日に施行された噴霧乾燥器
の規制内容で、それぞれの項目について該当、非該当を判定し、イロハの項
目全て該当の場合は、経済産業省に輸出許可の申請をしなければなりません。

4 それでは、経済産業省やシステックの担当官と噴霧乾燥器の輸出規制制定
に向けたやり取りの状況等についてお話しします。

まずは、当社製噴霧乾燥器の該当性ですが、イについては、大型機以外は

「該当」すると思います。
ロについては、R Jノズル付きの定型機である、NLシリーズやRLシリーズが「該当」すると思います。
ハについては、当初から、各担当官の間でいろいろな意見が出ましたが、生物・化学兵器関連の国際輸出管理レジームである [REDACTED]
([REDACTED])において、その規制目的が生物兵器製造に使用できる関連汎用品・技術の規制について話し合われていることを考え、
完全な「滅菌」が必要、つまり「蒸気滅菌」
ということで話が進んでいました。
ところが、平成24年頃だったと思いますが、他国の噴霧乾燥器の輸出規制状況等を調べた経済産業省の新地さんから、イロハの条件に関する考え方のメールが島田順司宛に送られてきました。
このとき本職は、平成30年12月17日付け、当課司法警察員巡査部長 [REDACTED] 作成の出力印字結果報告書(本社第424号 メール)に添付された資料の内、必要箇所を供述人に示し、説明を求めたうえ、本資料を資料2として本調書末尾に添付することとした。
この資料は、今話した噴霧乾燥器の輸出規制について経済産業省の [REDACTED] さんから当社宛てにきたメールです。CC欄に [REDACTED]
とあるように私にも宛てられていることが確認できます。
ここに記載されている中で、ハに関し、
3) 蒸気滅菌について
日本の実情においては蒸気滅菌が妥当なのかもしれませんが、デ

ンマークの返答にあるとおり、乾燥滅菌でもある程度滅菌が出来る
ることなので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言
にせざるを得ないのではないかと思います。
とありますが、私はこれを見て、納得いきませんでした。
デンマークの言っている「乾燥滅菌」のことを「殺菌」として表現してい
るからです。
そもそも、「滅菌」と「殺菌」の違いが分かっていないのか、勘違いして
いるのではないかと思ったのです。
その時、相手には説明しませんでした
「滅菌」は、全ての菌類を完全に死滅させること
「殺菌」は、ある特定の菌を1パーセントでも殺せば殺菌
「殺菌」は、定義もされていない
ですので、言葉は似ていても意味が全く違うのです。特に「殺菌」となると、
とても幅広く解釈することになるのです。
つまり、熱に強いボツリヌス菌等の芽胞菌は、相当高温でなければ、死滅
させることは出来ませんが、非芽胞菌となると、大腸菌等の最低死滅温度で
ある40度くらいから、一般の病原菌でも80度くらいで死滅させることが出来る
のです。
私は、「乾燥滅菌」のことを「殺菌」と表現されていたことから、この置
き換えについて確認しておく必要があったことから、経済産業省の[]さん
と話し合いをするために、このメールを受けた後の平成24年3月か4月頃だ
ったと記憶していますが、島田順司と一緒に直接、[]に出向きました
た。その時は、[]さんのほか、確か、[]の担当官2人がいました

ので、私自身がハにある「殺菌」について申し入れました。

その時のやり取りで記憶していることは、担当官らに「乾燥滅菌」と「殺菌」の違いについて説明した後、解釈の幅が広い「殺菌」を入れることで、他国に比べ広範囲の規制になってしまい、日本の一般輸出に大きな影響が出る可能性があることを説明しましたが、私の意見とまったくかみ合わず、終いには、つい興奮し、

メーカーは輸出できなくなるし、

経済産業省の窓口担当者も困るでしょ

それなら「殺菌」の定義を付けるべき

と主張しました。

その場には、大学の先輩でもある[REDACTED]の担当官もおりましたが、意見の食い違いで、互いが感情的になり、大声で言い争いになっていた。[REDACTED]

さんが「まあまあ。」と仲裁する場面もありましたが、私は、

「まあまあ。」なんて言うんだったら、

日本の規制に「殺菌」のレベルを定義しなさいよ。

と言いました。

5 次に、噴霧乾燥器の輸出規制が正式に追加された際に、島田順司から省令が記載された書類を見せられた時のことについてお話しします。

噴霧乾燥器の輸出規制の施行が平成25年10月15日ですから、その1、2か月くらい前のことだったと思いますが、私は島田順司から

経産省から正式に輸出規制の内容が送られてきました

省令はこうになりました

とA4サイズくらいで100ページくらいの冊子を渡され報告を受けました。

私は何れにしても
この改正案のハの欄を見て唖然
としました。
経済産業省には、何度となく「殺菌」の定義を入れるよう申し入れていた
にもかかわらず、ハの欄には、
定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの
とあるだけで
「殺菌」の文字に対する定義が入っていなかった
からです。
あれだけ説明したのに話が違うじゃないか
「殺菌」が「乾燥滅菌」のことを指しているのかどうかを知る必
要がある
定義の記載は無いが運用規定等はあるはずだ
と考え、島田順司に対し、
「殺菌」の意味、解釈を経済産業省に確認するべきだ
と伝えました。
その後のことについては、当然、経済産業省に確認のうえ、「非該当」と
して輸出していたものと思っていました。
6 今回、捜査を受けたことで輸出規制内容の確認を怠っていたことを知り、
結果的に全て「非該当」と判定していたことを知りました。
今更ですが、あのとき私が社長特命の仕事の後回しにしてでも、確認さえ
取っていれば、こんな問題にはならなかったのではないかとと思っています。
ただ、会社の方針は社長に決定権がありますので、「該非」を最終的に判

断したのは、社長の大川原正明のはずです。社長が最終決定者ですし島田順

司は担当者ですので、この2人が

「非該当」と最終決定したもの

と思います。

先ほども言いましたように、噴霧乾燥器の輸出規制が決まったときに、島田順司1人に任せるのではなく、私が経済産業省に出向いて確認すれば良かったと反省しています。

今後は、輸出管理をきちんと行い、二度とこのようなことがないよう顧問として進言します。

相嶋 静夫

以上のとおり録取して読み聞かせた上、聞かせたところ、誤りのないことを申し立て、各葉の欄外に指印した上、末尾に署名指印した。

前 同 日

警視庁公安部外事第一課

司法警察員

警部補

立会補助者

警視庁公安部外事第一課

司法警察員

延査部長

【資料 1】

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

噴霧乾燥器用

貨物名：噴霧乾燥器用部品
メーカー名：大川原化工機株式会社
型及び銘柄：

別1項番	3の2項 (2) 次に掲げる貨物であって、 軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に 用いられる装置又はその部分品であるものの うち経済産業省令で定める仕様のもの 1 物理的封じ込めに用いられる装置 [] 2 発酵槽 [] 3 遠心分離機 [] 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品 [] 5 凍結乾燥器 [] 5の2 噴霧乾燥器 [] 6 物理的封じ込め施設において用いられる 防護のための装置 [] 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置 [] 8 噴霧器若しくは煙霧機またはこれらの部品 []	判定欄	注釈	記入欄
【省令】第2条の2 輸出令別表第1の3の2の項 (2)の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該当 ○ 非該当 × 対象外 -		数値 ()
五の二 噴霧乾燥器であって、 次のイからハまでの全てに該当するもの				
イ、水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上 400キログラム以下のもの		[]		
ロ、平均粒子径10マイクロメートル以下の 製品を製造することが可能なもの又は 噴霧乾燥機の最小の部分品の変更で 平均粒子径10マイクロメートル以下の 製品を製造することが可能なもの ハ、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌 をすることができるもの		[] [] []		
		判定結果	□該当 □非該当	
作成者 会社名：大川原化工機株式会社 所属・役職：海外営業部 氏名： 電話番号：[]		該当項番 ① 輸出令別表第1の項番 [] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 []		

安全保障貿易輸出管理最高責任者
会社名：大川原化工機株式会社
所属・役職：常務取締役
(フリガナ) []
氏名：[]
電話番号：[]

【資料 2】

Subject: Re: 噴霧乾燥機の輸出規制について

From: [REDACTED]

Date: 2012/03/12 23:40

To: "int Ohkawara Kakohki" [REDACTED]

CC: [REDACTED]

大川原化工機株式会社
高田海外営業部長 殿

お世話になっております。
ご連絡が遅れ大変申し訳ございません。

1) 水分蒸発量について

水分蒸発量の400kgについては、今一度デンマークに確認をしてみたいと思います。400kgだと高さは平均何メートルぐらいの噴霧乾燥機になるのでしょうか？また、確かに生物兵器製造に関しては物理的封じ込め施設の中で作業するのが一般的だと思われませんが、他方で、封じ込め施設の外で機器を使用して製造することも完全に否定は出来ない状況です。

いずれにせよ確認します。

さらに温度条件ですが、下記メールにて記したように、温度がどんな温度であろうとも、その他のパラメータがどんな値であろうとも、水分蒸発量の閾値の能力を出す事が出来る機器が対象なことが解釈として判明しました。この解釈を以てしても機器が該当が否かを判別することは出来ないのでしょうか。

2) 平均粒子径について

ご指摘のとおり、ある特定の測定メーカーの機器を指定することは確かに問題はあると思います。他方、個人的に未だに平均粒子径についてしっかりとっていないのですが、一般的に御社を含め噴霧乾燥機のメーカーはどのような定義を使っているのでしょうか。また、レーザーによる測定はその定義(一種のパラメータを指定(入力)して)によって測定するものなのでしょうか。それともレーザー測定はまったく定義を勘案せずに平均粒子径を測定するものなのでしょうか。デンマークには「VMD」のような定義が必要なのではないかとこの質問をして、下記メールにて記した返答があった次第です。

3) 蒸気滅菌について

日本の実情においては蒸気滅菌が妥当なのかもしれませんが、デンマークの返答にあるとおり、乾燥滅菌でもある程度滅菌が出来るとのことなので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ないのではないかと思います。

明日、電話にてご連絡いたします。

経済産業省安全保障貿易管理課
[REDACTED]

----- Original Message -----

> [REDACTED] 様

> 1) 水分蒸発量

> 化学兵器転用可能装置であれば、封じ込めが必要となるので

> それを可能とする装置は400kg/hrはなり得ない。

> よって40kg/hr程度と提案致しました。また、温度条件を明確としないと

> 水分蒸発量は変化してしまいます。
> また、平和利用の産業まで影響を及ぼす可能性があるので水分蒸発量
> を減少させるようご提案いたしました。

> 2) 平均粒子径
> 平均粒子径の定義を明確にする必要があると思います。
> 参考添付資料をお送りします。
> また、レーザーにより方法でもよいと思いますが
> 測定メーカを指定することは問題があると思います。

> 3) 蒸気滅菌
> 菌体を想定しているので蒸気滅菌としたほうが
> と提案しました。

> 以上よろしくお願いいたします。

> 大川原化工機株式会社
> 海外営業部 島田順司
> 〒224-0053 横浜市都筑区池辺町3847
> Tel: [redacted] Fax: [redacted]
> e-mail: [redacted] web: [http://www.\[redacted\]](http://www.[redacted])

> ----- Original Message -----

> From: [redacted]
> Sent: Friday, March 09, 2012 6:18 PM

> To: [redacted]
> Cc: [redacted]
> Subject: 噴霧乾燥機の輸出規制について

> 大川原化工機株式会社
> 島田海外営業部長 殿

> 大変お世話になっております。

> 経済産業省安全保障貿易管理課の [redacted] です。

> 過日はお電話にていろいろとご教示頂き大変ありがとうございました。

> 噴霧乾燥機に係る規定について、提案国であるデンマーク及び他の国
> に①水分蒸発量における入口出口温度の規定の必要性、②平均粒子
> 径の測定単位の必要性、③蒸気滅菌の必要性について見解を求めたとこ
> ろ回答がありましたので、お知らせするとともに、ご意見等をお伺い出来
> れば幸いです。

> デンマークの回答

> ①水分蒸発量
> 規制対象は、「どんな温度でも」規定の水分蒸発量のレンジに入るので
> あれば対象である。

> ②粒子径の単位

> 測定単位を合意することは重要との考えは正しいが、産業界や我々(デン
> マーク)自身の噴霧乾燥や径の測定の経験から、オーガニックパウダーの
> 測定単位は既に確立されたものであり、オーガニック原料の噴霧乾燥によ
> り製造された粉体は一般的には球状で幾何学平均粒子径サイズはオー
> ガニック粒子に使用される基準で、レーザー解析によって測定される。そ
> の業界基準は [redacted] equipmentである。

> 注: [redacted] equipmentは恐らく以下の測定装置だと思われます。

> [http://www.\[redacted\]abjap/products/iwtm/particle-size-analysis.htm](http://www.[redacted]abjap/products/iwtm/particle-size-analysis.htm)

> ③蒸気滅菌

> Capable of being sterilized or disinfected in situは蒸気滅菌を含むすべ

ての

> 滅菌及び殺菌方法をカバーしている。産業界によると乾燥滅菌(蒸気滅菌の反対)
> は微生物を最低限log 6の滅菌を誘発する類似の信頼できる滅菌方法であるた
> め、蒸気滅菌に限定したくない。

> 注:「log 6」が何なのかは不明です。

> ①他の国、A国

> ①水分蒸発量

> このパラメータは確立されたものであり、技術データにおいて産業界によって使

> 用されているものである。どんなcapacity(能力)でも最大の運転パラメータ

> の下、

> 測定される。water evaporation capacityに関して、これは温度だけではなく

> 入レートも関連している。したがって、我々の理解ではこのパラメータは十分

> はクリアーである。

> ②粒子径の単位

> 平均粒子径の定義については、これも確立されたものであり、達成可能なすべ
> ての製造粒子径を通常記載する技術データにおいて産業界によって使用され
> るものである。これは一般的な技術情報なので、このパラメータは塩のような
> 参照粒子を使用することによって定義されると思われる。再度、我々の理解で
> はこのパラメータは十分はクリアーである。

> ③蒸気滅菌

> Capable of being sterilized or disinfected in situに関して、蒸気、熱、
放熱

> や化学滅菌のように製造装置において使用される異なる滅菌方法がある。

> 特定の滅菌方法を明示しないことによって、どんな種類の滅菌方法も含まれ
> る。同じ言葉がクロスフローろ過装置に使用されている。この規定における

> テクニカルノートにおいて、以下の記載がある。本規制においては、「滅菌」

> とは物理的手法(たとえば蒸気の使用)または化学薬剤の使用により当該

> 装置から生きている微生物を全て除去することを言う。

> したがって、Capable of being sterilized or disinfected in situはすべて
の

> 滅菌方法をカバーしており、よって、蒸気滅菌も含まれている。

> 上記回答を考慮すると、入口出口温度を含む他のパラメータを操作しても関
> 値の水分蒸発量を出せる機器について輸出許可の対象となります。この部
> 分を国内法令にてなんらか手当をすれば、特段問題はないと考えられます
> でしょうか。また、粒子径については、やはりレーザー解析による粒子径の
> 測定が一般的なのでしょうか。

> 他にも気づきの点等があればご教示頂ければ幸いです。

> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

> 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

> 安全保障貿易管理課安全保障貿易国際室

> URL: [http://www.r\[redacted\]/policy/ampo/index.html](http://www.r[redacted]/policy/ampo/index.html)